

危険木伐採事業委託業務仕様書

事業の名称	単独町費事業 令和８年度危険木伐採事業（旭地区）
委託実施期間	契約締結日 ～ 令和８年１２月２５日
事業内容	○実施場所 ① 美咲町西川上地内 町道宮田線 事業量：約２０㎡（１２m高所作業車を想定） ② 美咲町里地内 町道七部田線 事業量：約３８０㎡（２７m高所作業車を想定） ③ 美咲町里地内 町道宮尾種安線 事業量：約２４㎡（２７m高所作業車を想定） ④ 美咲町西堺和地内 町道西堺和奥線 事業量：約６０㎡（２７m高所作業車を想定） ⑤ 美咲町東堺和地内 町道大串場々の虬線 事業量：約６０㎡（２７m高所作業車を想定） ⑥ 美咲町東堺和地内 町道深田線 事業量：約６０㎡（２７m高所作業車を想定） ※詳細は別紙の位置図、広域図、施業イメージ図参照 ○事業の目的 自治会等の地域の団体の要望で、町が管理する道路の倒木被害を防ぐため危険木を伐採するもの。 ○事業内容 別紙の位置図で指定された範囲の危険木を含む草木を伐採する。 伐採したものは移送し、処分する。 ○作業方法及び留意事項 当該作業の実施に当たり、各関係機関との協議を行ったうえで、安全第一の下、不慮の事故が発生しないよう十分配慮するとともに、次の事項に留意の上、実施すること。 ① 作業従事者は、委託業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ十分な経験を有する者を充てること。 ② 作業においては、車両、近隣住民等に樹木等が接触しないよう注意するとともに、作業現場に侵入することがないように表示板の設置等をするなど、安全確保に努めること。 ③ 作業の安全確保のため作業員には、危険防止のための指導及び装備をさせること。 ④ 伐採した幹、枝等は、移送し、関係法令等に基づき廃棄処分にすること。 ⑤ 木の処分にあたり、薪燃料、チップ等に有効活用することを制限しない。 ⑥ 作業機械及び車両の使用に当たっては、始業時点検を十分に行うとともに、安全確認を徹底し、事故等が発生しないよう努めること。 ⑦ 作業終了後の後始末は、作業現場や道路等に樹木の幹や枝を残すことがないように十分配慮すること。 ⑧ 業務が完了したときは、完了したことを申出て、速やかに現地で確認を受けること。
留意事項	美咲町産業観光課と事前協議を行うこと。 伐採について、地域の団体および土地所有者の同意確認書は取得済み。ただし施業前には地域の団体に連絡をすること。